

入札契約事務制度研修

一般社団法人日本経営協会

樋口 満雄

自治体職員として業務を執行するにあたって、その根拠とすべきものは、①法令等に基づくこと、②計画等に基づくこと、③予算に基づくこと、があります。

このうち、特に予算に基づくことについては、地方自治法第9章【財務】に具体的な根拠があり、実際の実務では、予算の執行の第一段階の支出負担行為が重要になってきます。支出負担行為の大半は、「行政契約」であり、この実務は、行政機関のあらゆる部・課に共通する実務となります。

自治体の契約制度の基本は、「良いものを適正な価格で調達し、これを効率・効果的に市民サービスの提供に活用する。」ことです。自治体運営は、毎年度の予算が確保され、予算の執行という形で業務が進みます。その結果は決算としてまとめられるという自治体版「PDCA サイクル」が会計年度ごとに繰り返されています。そのサイクルの中に具体的な契約実務が存在しますので、大きな体系を理解することから出発することが、大事だと思います。

契約制度について、頭の中の知識は、個々の実務を執行する際に活用できるものでなければなりません。また、時代の変化は、令和2年4月に施行された改正民法や、入契法、品確法、建設業法（併せて「担い手三法」）の改正のように、制度も変化します。また、災害復旧など自治体の環境変化にも、契約制度は対応しなければなりません。一方、官製談合など契約制度をめぐる不正事件の防止対策及び契約制度の運用にあたって発生する重大な事務的ミスの防止対策も重要です。

したがって、現状の契約実務に対して、常に改善改革の意識を持ち続けることが重要になってきます。自治体職員として、入職後、早い時期に、この契約制度を体系的に身につけてほしいと思います。そして、予算から決算までの一連の財務会計制度に強い職員を目指してほしいと希望します。

このような視点から、講師の40年間の自治体職員としての経験を参加者の皆様にお伝えできればと考えています。



【経歴】昭和25年・新潟県十日町市(旧中里村)生まれ

昭和50年 国分寺市に入職、会計課(9年)、財政課(9年)、職員課(4.5年)介護保険課(4.5年)、政策経営課(4年)、平成18年 政策部長(3年)

平成21年 副市長に就任、平成26年12月まで6年間在職

【論文】

- ・「自治体の予算編成と施策の収支計算」『自治体の施策と費用(鳴海正泰編著・学陽書房)』 1988年10月
- ・「公営ギャンブルの構造と自治体」『パブリック・マネー(年報自治体学会第2号・自治体学会編・良書普及会)』1990年3月
- ・「予算審議と決算認定」『21世紀の地方自治戦略・地方政治と議会(西尾勝・岩崎忠夫編集・ぎょうせい)』1993年4月
- ・「介護保険の苦情相談」『実践 Q&A 介護保険の苦情対応・東京法令出版』部分執筆 2000年10月
- ・「自治の原点から再出発 ～自治体が危ない…危機をチャンスに～」『社団法人日本経営協会・政策創造研究会報告書』2010年3月

【著書】

「図解よくわかる自治体の契約事務のしくみ」(学陽書房)2019年8月

場面別でわかる！ミスと不正を防ぐ！「自治体 契約事務のチェックポイント」(学陽書房)2021年4月